

# 中小企業タイムズ

## 今月の見どころ

- 4面・5面 組合活動がんばっています  
6面 神奈川県女性経営者をお招きして  
7面 セミナーを開催します  
8面 中央会で、学生の職場体験

定価100円  
昭和36年4月10日  
第三種郵便物認可

# 10月号

2012年  
第671/246号  
(毎月1日発行)

発行所 山梨県中小企業団体中央会 甲府市飯田2-2-1 中小企業会館4階 TEL 055(237)3215 FAX (237)3216  
http://www.chuokai-yamanashi.or.jp e-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

## 9月の出来事

### ●時事

- 1日 東京電力、電気料金を値上げ  
11日 尖閣諸島国有化  
15日 中国、反日デモ、暴徒化続く  
16日 65歳以上、3,000万人超、総人口の24.1%

### ●山梨県中央会ニュース

[全国中央会専門委員会]

- 3日商業、4日税制、5日金融、6日労働、7日組織  
[組合実務講習会] 6日、12日、19日  
13日 第18回中小企業組合まつり第1回実行委員会  
21日 平成24年度組合青年部全国講習会  
24日 正副会長会議

## 10月の予定

- 13日 第43回中小企業ゴルフコンペ  
18日 第16回郡内地域組合交流会/正副会長会議  
25日 第64回中小企業団体全国大会  
29日 第3回やまなし中小企業合同就職説明会

我が国企業の9割以上を占め、製造業、商業、サービス業など、地域および日本の経済を支える中小・小規模企業が、内需減少、新興国との競争、震災・円高など、厳しい環境の中で、如何にその潜在力・底力を発揮し、もう一度元気になることができるかは日本経済の大きな課題である。

本年3月、枝野経済産業大臣と岡村中小企業政策審議会会長(日本商工会議所会頭)を共同議長とし、次代を担う青年層や女性層の中小・小規模企業経営者を中心に、税理士等の士業、商店街関係者、中小企業団体、地域金融機関など、幅広い主体の参加の下に、「日本の未来」応援会議「小さな企業未来会議」が設置された。この会議では、これまでの中小企業政策を真摯に見直すとともに、中小・小規模企業の経営力・活力の向上に向けた課題と今後の施策のあり方



山梨県で開催された「小さな企業未来会議」の地方会議(山梨県・南アルプス市)

## 中小企業経営力強化支援法が施行

が討議された。

本会議では、3回の個別テーマごとのワーキンググループや青年層・女性層による会合を開催するとともに、全国31カ所及び地方協議を開催し(山梨県では5/30南アルプス市・桃源文化会館で開催)、サポーターからの意見募集やインターネット・メール等による幅広い意見募集を行い、これまでにない規模で全国隅々に至る中小・小規模企業関係者の現場の生の声を収集した。

こうした活動により集められた膨大な意見を集約・整理し、本会議として、これまでの中小企業政策の反省・改善すべき点と今後の中小・小規模企業政策のありべき方向性について、取りまとめ、提言が示された。

これらを受けて、国は、具体的な見直しの一つとして、本年8月30日「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、中小企業経営力強化支援法という。)(6月21日成立、同27日公布)を施行させた。本法律では、中小企業の経営力の強化を図るため、①既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し、中小企業基盤整備機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずる、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる、としている。

前述①の支援事業の担い手の多様化・活性化の支援措置としては、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じて、相談窓口をより中小企業者等に見えやすくするとともに、中小企業者等に対して専門性の高い支援事業を実現する、また、中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を行うことにより、中小企業者等は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる、としている。(図参照)

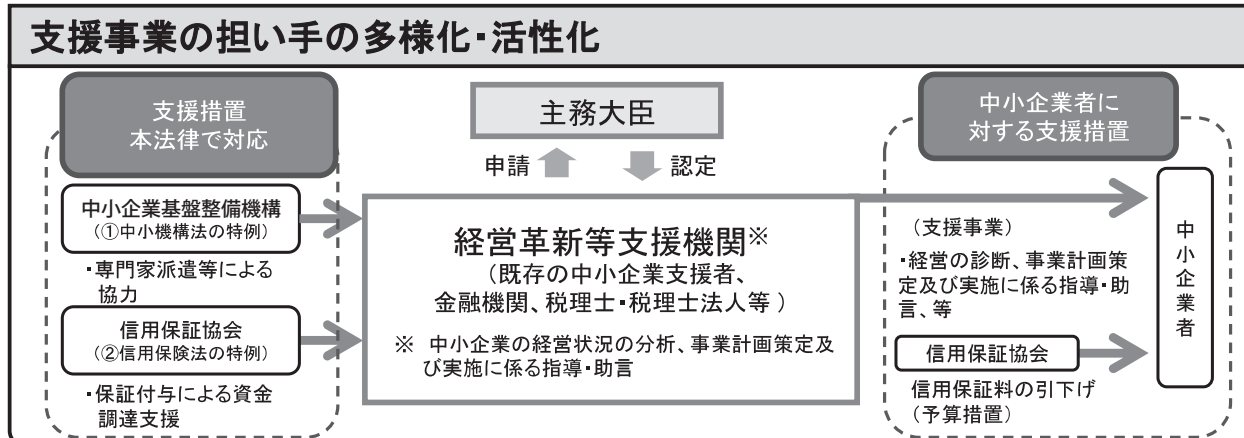
この制度では、支援機関間の強力なネットワークが構築され、連携を強めることにより、中小企業者等の支援に関わる多くの情報交換と、より強力な支援が可能となる。また、中小企業者等に対して継続的に経営支援を行い、経営改善計画等の実現に向けたフォローアップを行うとともに、中小企業者等が決算書を正しい会計ルールに基づき作成するよう支援し、財務状況の見える化を推進し、中小企業者等がより一層の社会的信用を得られるよう支援していくこととしている。

また一方で、平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、中小企業金融円滑化法という。)(2度)の期限延長を経て、平成25年3月末で終了となる。当制度において、既往債務の条件変更等で多くの企業が恩恵を受けてきたが、今後厳しい状況におかれることが予想されるため、中小企業経営力強化支援法を含めた政策による一層の支援が期待される。

なお、中小企業金融円滑化法の終了に向けた対応として、山梨県でも地域の面的再生を促進する観点から、10月に地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務の専門家、経営支援機関、公的機関等が連携して、「中小企業支援ネットワーク」を立ち上げることとなり、地域の関係者の力を総動員して、中小企業者等の早期の経営改善や再生を促す環境整備を進めていくこととしている。

中央会では、これまでも組合及び組合員企業をはじめ地域の中小企業者等に対して、企業間連携による組織化や各種課題に対する支援、経営

中小企業経営力強化支援法の政策イメージ図



革新や地域資源開発、農工商連携等の新事業計画の支援を行ってきた。上記の制度を受けて、今後は、金融機関、税理士、中小企業診断士、弁護士、民間コンサルタント、県下の協同組合、並びに中小企業者等の再生のために、企業間連携、創業支援、事業計画作成支援、事業承継、販路開拓・マーケティング、人事・労務、BCP作成支援、金融・財務等の様々な相談に対して、積極的に専門的支援の質の高い支援を行っていく予定である。

# 労働契約法が改正されました

## 有期労働契約の新しいルールができました

有期労働契約<sup>※</sup>の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。

※有期労働契約…1年契約、6か月契約など契約期間の定めのある労働契約のこと。有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、対象となります。

### 労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

#### 1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合（※1）は、労働者の申込みにより、無期労働契約（※2）に転換させる仕組みを導入する。

（※1）原則として、6か月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間を通算しない。

（※2）別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

#### 2 有期労働契約の更新等（「雇止め法理」の法定化）

- 雇止め法理（判例法理）を制定法化する。（※）

（※）有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたとみなす。

#### 3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日：2については公布日（平成24年8月10日）。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

事業主のみなさまへ

## 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

| 事業主区分       | 法定雇用率  |             |
|-------------|--------|-------------|
|             | 現行     | 平成25年4月1日以降 |
| 民間企業        | 1.8% ⇒ | <b>2.0%</b> |
| 国、地方公共団体等   | 2.1% ⇒ | <b>2.3%</b> |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.0% ⇒ | <b>2.2%</b> |

### 障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

### ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

#### ※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

# 山梨県最低賃金の改正について

山梨県最低賃金 平成24年10月1日～

1時間 **695円**  
(現行690円)

次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

問い合わせ先

山梨労働局賃金室

甲府市丸の内1-1-11 TEL 055-225-2854

チェンジ

ibuki

息吹

日本の総人口は、総務省の「国勢調査」によると、2005年10月1日現在1億2,776万人であり、この1年前2004年の推計人口と比較して約2万人の減少となった。これを境に我が国の人口減少は、世界的にも例のないスピードで進んでいる。

また、内閣府は2011年6月7日、2011年版の高齢社会白書を発表し、その中で、日本の高齢化の現状や人口の将来予想をまとめ、日本の総人口は2046年には1億人を割り込み9,938万人、その後もさらに減少を続け2055年には9,000万人を切ると推計している。

このような人口の減少は、消費人口の減少に繋がり経済活動を縮小させるものである。これらを打開するため日本の企業は、海外に目を向け経済活動を展開してきた。

しかし、近年では円高により、輸出不振や観光客の海外流出を招き、また、

逆に海外からの輸入品で日本市場が脅かされている。

また、ここに来て、尖閣諸島問題で市場として魅力的な中国市場は当てになるどころか進出した企業にも不安を与えている。

いずれにしても、企業を存続させていくためには、日本経済の拡大が思うに任せない現状を十分認識し、身の丈にあった企業活動を行い企業防衛をしていく必要があると思う。

そのためには、現状の経済の実態や長期的な経済予測或いは諸情勢等を十分勘案し、経済の実情に合わせ企業の改善計画を作成しながら、適正規模に企業を変化させ存続していくことが望まれる。

企業を適正規模へ移行する具体的な手法の一つとして、近年大手企業が国際的な競争力を高めるために行っている、資本統合や経営統合或いは逆に分社化等を外国企業をも巻き込み企業連携する方法がある。

これは、まさに中央会が中心となり中小企業者の従業員、施設、事業、資本等を共同化し、中小企業の経営合理化を図る組合制度の手法に他ならない。皆さまも企業存続のため、企業の改善計画を作成し経営の合理化に取り組んで下さい。

## ●山梨県中小企業団体中央会情報連絡員報告

本県の8月の景況は、全業種のDI値が、売上高-14(前年同月比+22)、収益状況-30(前年同月比 +6)、景況感-36(前年同月比+4)となった。業種別のDI値では製造業で、売上高-5(前年同月比+25)、収益状況は-25(前年同月比+15)、景況感-25(前年同月比+20)。非製造業で、売上高-20(前年同月+20)、収益状況-33(前年同月比0)、景況感-43(前年同月比-6)となり、製造業においては全ての項目でDI値の改善が見られるものの、非製造業では、売上高は改善方向にあるが景況感のDI値がマイナスに推移しており、昨年を下回った。

DI値を前月比でみると、全体では、売上高で4ポイント改善しているが、収益状況で10、景況感では6ポイントの悪化が見られた。

業種別の前月比では、製造業で、売上高、収益状況ともに10ポイント、景況感でも5ポイントの悪化となった。非製造業では、売上高で+13、収益状況-10、景況感-6と売上高でポイントを改善したが、景況感DI値は5ヶ月連続の悪化となった。

情報連絡員による県内各業界の8月景況は、エコカー補助金により昨年に比べ収益を大きく好転させた自動車販売業や震災により低迷していた宿泊業の回復基調が見られる一方、製造業、非製造業ともに今後の業況悪化などの先行きを不安視する報告が目立った。

その背景には、電気料金や燃料の高騰などを要因とする収益の確保難に加え、長引く景気低迷による消費意欲の減退が懸念材料となっていることが挙げられる。

情報連絡員からの業況報告でも、「電気代や燃料の高騰により収益を確保することが難しい。」「出荷量の減少や生産量の下修正を行った。」「業況悪化による廃業や倒産への懸念」など厳しい経営状況が見られる。

# 業界の動き

平成24年  
8月分

データから見た

トピックス

情報連絡員には、景気動向の変化、現状とその背景などについて、業界または組合員全体の動向・予測(売上高・原材料等経費・資金繰りなど)についてコメントを求めた。

## 業界から一言

●**製造業**  
食料品(水産物加工)／ギフト関係は低調。婚礼用食料品等が増加し売上は前年同月比102%。

●**食料品(洋菓子製造)／OEM**は順調に推移したが、自社ブランド製品の夏用ギフトが低調のため売上は前年同月を下回った。

●**食料品(製麺)／東日本大震災**のあった昨年に比べると今年は夏祭りなども復活したため、例年並みに売上が戻った感がある。

●**食料品(菓子)／猛暑**により土産品の菓子も含め販売不振  
●**繊維・同製品(織物)／山**

梨の織物産地への生産依頼の問い合わせは以前より増えてきたが、コスト面で停滞している。

●**木材・木製品製造／新築住宅**の見積もり依頼が減っている。

●**窯業・土石(生コン)／生コンクリート**の出荷の既契約物件も徐々に減少し業況は厳しくなりつつある。

●**鉄鋼・金属(1)／電気料金**の値上げにより収益が低下。自動車関連企業は7月にエコカー補助金の申請が終了したため受注量が減少。

●**鉄鋼・金属(2)／本年は**、昨年よりも業況が悪化している。  
●**一般機器(1)／メーカー**は海外へ生産地移転を進めるなかで、我々国内の受注先には生産能力の向上と高品質要求が続出している。

●**電気機器(1)／年々悪化**して底なし沼に入った状態が続いている。  
●**電気機器(2)／6～8月**に

かけて徐々に業況が悪化している。  
●**その他(貴金属①)／昨年**と比べ売上が減少している。

●**非製造業**  
卸売(塗料)／小売業界での売れ行きが良くない。

●**卸売(紙製品)／国内消費**が低調。また、古紙輸出関連は中国をはじめとするアジア市場でも低調の上、領土問題等の影響もあり今後の見通しは不透明である。

●**小売(青果)／入荷量**は増加傾向にあるが、売上が減少傾向にある。  
●**小売(食肉)／猛暑**の影響で精肉部門はやや落ち込んだが、惣菜類が好調で売上をカバーした。

●**小売(電機製品)／猛暑**により冷蔵庫、エアコンの販売が好調に推移した。  
●**小売(事務機文具)／低価格競争**が続いているため収益に結びつかない。ここ数年自主廃業や倒産が増加傾向にある。

●**小売(石油)／県内給油所**は6～7月の販売価格が元売り卸価格以上に値下げしていたため収益が悪化している。

●**商店街(1)／今年の夏**は来街者数は減少。衣料品店の落ち込みが顕著で、先行きが心配される。

●**商店街(2)／今年のお盆**は観光客も増え街も活気づいた。物販は買い控え傾向にあり飲食店の客単価も伸びなかった。

●**宿泊業(1)／家族連れ**の観光客を中心に客足が伸び、一昨年並みに戻りつつあるが、電気代や燃料の高騰により収益を確保するのが難しい。

●**宿泊業(2)／前年同月**よりは売上は増加したが、一昨年までの水準には未だ戻らない。8月以前の売上の落ち込みが大きく厳しい資金繰りを強いられている。

●**美容業／年々固定客**が減少傾向にあり、前年維持の売上確保が困難になってきている。

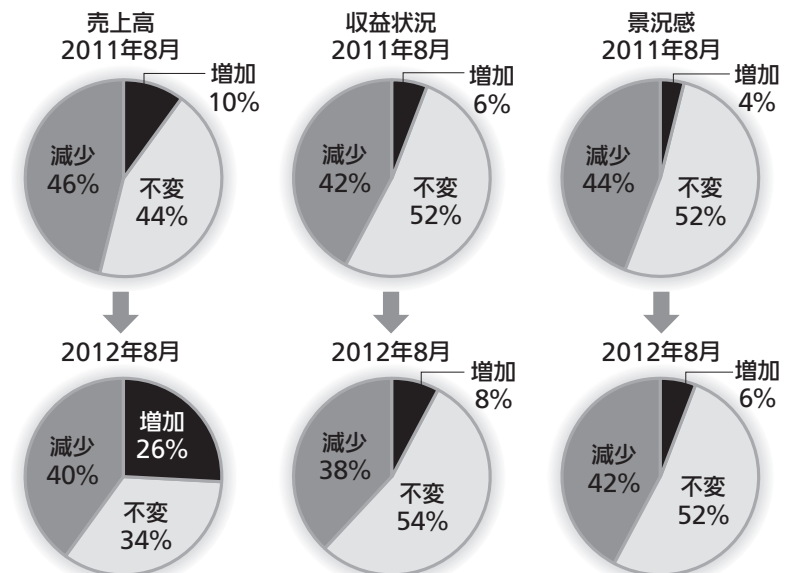
●**廃棄物処理(事業系)／電気料金**の値上げや燃料費の高止まりが経営を圧迫している。

●**警備業／共同受注件数**は増加傾向にあるが、収益には結びつかない。

●**建設業(住宅関連)／地域**の工務店への住宅工事の引き合いが少なくない。  
●**建設業(鉄構)／業界全体**としては弱含みで推移している。

●**運輸(タクシー)／前年同**月比売上が減少している。  
●**運輸(バス)／運賃**の低価格競争が激化している。

データから見た業界の動き (平成24年8月分)



## 業界の声

●山梨県警備業協同組合

理事長 久保島敏氏

### 業界の現況は？

警備業は大きく分けて一号警備から四号警備までの4つの分類になります。

「一号警備」は、対象施設を盗難、火災、不法侵入等から守るための警備、「二号警備」は工事現場、駐車場、イベント会場等の雑踏警備、「三号警備」は現金輸送の警備、「四号業務」は身辺警護(ボディガード)となります。

当組合は、一、二、三号警備業務(雑踏警備)を中心としている警備業者で構成されておりますので、ここで言う業界とは、警備業界ではなく、雑踏警備業界となります。

雑踏警備は、道路工事や建設工事現場での交通誘導やイベント等での一、二、三号警備の割合が高く、特に、工事現場等での交通誘導は、大部分が公共工事に関連するものとなっています。

そのため、近年の景気低迷等を背景とした公共工事削減の影響を強く受けており、また、県外資本の参入等による価格競争の激化が、組合員の経営を更に圧迫する状況となっています。

### 今後の展開は？

今後は、警備員の質の向上に努めていきたいと考えています。そのためには、警備員資格取得への支援を強化していくとともに、その教育において指導できる者(警備員指導教育責任者)を育てていく必要がありそうです。

以前は、この警備員指導教育責任者の有資格者が山梨県内にはいませんでした。そのため、警備員資格を取得するには県外での講習に参加せざるを得なく、山梨県内では資格取得のための環境が整っていない状況にありました。しかし、山梨県警備業協会の協力の下、この警備員指導教育責任者の有資格者を県内に誕生させることができました。今では山梨県内において警備員資格の取得ができ、それに伴って警備員の質も向上しつつあります。今後、警備員の質の向上のため、資格取得の推奨や講習会、勉強会等の開催を行っていき、また、警備員指導教育責任者の育成にも力を入れたいと思います。そして、市民の方々の「安全・安心」を守る警備業務に努めていきたいと考えています。



講習会の風景

## 年に1度のバザール大盛況！

### ACTIVE KUMIAI

#### 協同組合山梨県流通センター



屋内会場

協同組合山梨県流通センター（栗山直樹理事長）は9月8日（土）に同組合の流通会館をメイン会場に「第13回センターでバザール」を開催した。当日は好天にも恵まれて、9時のオープン前から会場は来場者であふれ、約1万人が訪れ終日にぎわった。

このバザールは、日頃流通センターと直接接点が少ない消費者に、イベントを通じて流通センターのPRや利益還元、地域住民との交流を目的に、毎年1回開催されている。

会場は、組合員を中心に団地内企業や取引先企業の約40社が、物販や飲食などの出展を行った。特に、バザールコーナーは人気が高く、パンや菓子の食料品、子供服などの衣料品、靴、傘、文具やアクセサリなどが盛況であった。また、ステージイベントでは、中央市保育園児のマーチング演奏や子供向けゲームコーナー、60店のフリーマーケット、働く車大集合ではパトカー、消防車、救急車も展示され、名物となった1,000人参加大ビンゴ大会など、一日中楽しめる内容となっていた。

同組合の村松専務理事は、「このバザールも13回目となり、認知度も上がり、地域のイベントとして定着した。

また、近隣だけでなく遠方からの来場者も年々増え、地域貢献だけでなく広く消費者に流通センターの役割を理解いただく機会となっている。今後とも組合員企業の経営者と従業員が協力し合い、イベントを継続することで、組合の一体感と各社の活力アップにつなげて行きたい。」と語っていた。



屋外会場

## 「甲州手彫印章」 伝統工芸士の実技試験を実施

### ACTIVE KUMIAI

#### 山梨県印章店協同組合

山梨県印章店協同組合（佐野武彦理事長）、「甲州手彫印章」伝統工芸士産地委員会（佐野弘和委員長）は、9月21日（金）甲府市大里町「武山堂」会議室において平成24年度「甲州手彫印章」伝統工芸士実技試験を行い、組合員1名が試験に挑んだ。



試験に挑む組合員

この試験は、実技試験及び知識試験によるもので、伝統的工芸品「甲州手彫印章」の製造に現在も直接従事し、12年以上の実務経験年数を有している者が受験資格の対象となる。当日は、伝統工芸士産地委員会の委員6名立会いの下、実技試験（木口彫刻）が行われ、受験者は6時間以内に課題作品「国民文化祭実行委員会印」を完成させ提出する。試験審査評価は6項目で100点満点となっている。

また、知識試験は、伝統的工芸品の製造に関する伝統的技術・技法、原材料及びその他必要な一般的知識の水準を判定することを目的として、全国一斉に10月5日に実施され、12月中旬には試験の可否が判定する。

伝統工芸士の試験は、伝産法（伝統的工芸品産業の振興に関する法律）第24条第8号に基づいて（一財）伝統的工芸品産業振興協会が行う認定試験であり、後継者不足等により低迷している伝統的工芸品産業の需要拡大を狙って、昭和49年に誕生した制度である。伝統工芸士は、その産地固有の伝統工芸の保存、技術・技法の研鑽に努力し、その技を後世に伝えるという責務を担い、伝統工芸の振興に努めることとなる。



作品を手彫りする様子

印章（印鑑）は平成12年に経済産業省指定の、国の伝統的工芸品に認定されたのを期に、山梨の「甲州手彫印章伝統工芸士」が生まれ、現在は18名だけが認定されている。

## 化学物質と胆管がんとの 関連性を学ぶ！

### ACTIVE KUMIAI

#### 山梨県印刷工業組合



講師の榊環境計量センター立川所長

招いた。このセミナーは、大阪市の印刷会社の元従業員が相次いで胆管がんを発症していることを受けて開催されたもので、当日は組合員、組合関連企業ら併せて20社の参加があり、関心の高さがうかがえた。

セミナーでは、インクを落とす洗浄剤に含まれている化学物質「ジクロロメタン」、「1,2ジクロロプロパン」と胆管がんとの因果関係や有機溶剤の取扱い方法について説明された。現在、これらの物質は動物実験で発がん性が認められているが、人に影響するという明確な調査結果は未だ出ていない。しかし、大阪市の印刷会社における胆管がんの発症率は非常に高く、それらの物質が原因とされる可能性もある。そのため、これらの物質を含む有機溶剤を取扱う場合には、これらを体内に入れないようにすることに注意を払う必要がある。そのためには、吸入を防ぐための工場内の換気や皮膚からの浸入を防ぐための手袋の着用を徹底させることが重要である。

今回のセミナーを終えて佐野理事長は、「組合員や組合員企業の従業員の健康を守るためにも、今回のセミナーを活かし、組合として積極的に対策をとる必要がある」と述べ、その緊急性を強調していた。



真剣に講演を聞く組合員等

## 山梨の地場産品を知る3日間！ 「秋の山梨県地場産業まつり」開催！

ACTIVE KUMIAI



開会式のテープカット

山梨県地場産業センター販売協同組合（井上善展理事長）、山梨県地場産業まつり実行委員会及び山梨県甲府・国中地域地場産業振興センターは、去る9月15日から17日までの3日間、山梨県地場産業センター「かいでらす」において、「秋の山梨県地場産業まつり」を開催した。開催期間中は、「かいてらす」内の各フロアにて様々なイベントが開催された。

1階フロアでは「ご愛顧感謝セール」と題して、日頃販売しているジュエリーが全品20%割引、印伝・菓子等が10%割引と山梨の産物を低価格で販売された。また、使い古したジュエリーを新品同様の輝きによみがえらす「ジュエリーリフレッシュコーナー」や新鮮な野菜や果物を販売するコーナーなども人気だった。

2階フロアでは「やまなし伝統工芸品まつり」が開催された。会場では、甲州貴石細工、甲州印伝、西嶋手漉和紙等、山梨が誇る12の伝統工芸品が一同に展示された。この展示は、県外の方のみならず、県内の方々も多く足を止め、多くの方の関心を集めていた。

3階フロアでは「名品・特産品大集合!! 地場産業フェア」と題して、山梨県内の特産品であるニットやワイン、生湯葉、南部茶等が販売された。また、県外からも新潟県燕三条地域の金物やキッチングッズ、埼玉県秩父地域の狭山茶や豚の味噌漬け等が販売された。

さらに屋外には、塩味がやみつきになる「富士川やきそば」、郡内地域の名物「吉田のうどん」、食べ比べができる「宇都宮餃子」と「浜松餃子」等の屋台が登場し、来場者の方々の舌をうならせていた。



3階フロアでは、ニット、ワイン、生湯葉、南部茶などを販売

## TOPICS

### コンピュータ利用促進協同組合

ACTIVE KUMIAI

## 中小事業者が連携して 大手企業と対等な業務遂行を実現

全国中央会が共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集している「先進組合事例集」において、平成23年度「共同事業」のテーマでコンピュータ利用促進協同組合（太田和彦理事長）が掲載されましたので、ここに紹介します。

共同受注事業は、受注案件に応じて組合内（理事会）で、組合員のコーディネーター（エンジニア・工事要員等のマッチング）を行い、組合員各社の得意分野を連携させて、大手システム会社に対抗しうる幅広い業務の提供を行なっている。対外的な窓口を組合に一本化し、組合の管理の下、一元化された情報の中で顧客の要請・要望に対応している。官公需適格組合証明は対外的な信用力確保において力を発揮し、営業ツールとして貢献している。

成果としては、市場において技術的優位性を保持しているIP電話システム Asterisk 関連の技術と、ソフトウェア開発からITインフラ構築、LAN施工システム保守までを一括して推進できる強みを活かして、IP-PBXやコールセンターシステムを重点品目として営業を行い、現在、大手映画会社傘下のチェーン映画館の全国の劇場のIP-PBXと拠点間内線化システムの受注に成功し、導入と保守を行っている。

事業運営にあたっては官公需適格組合における各委員会の組織を運用していくことで、案件の受注体制が明確になり、納品物の品質が向上した。組合員においては案件情報を共有することで実績のない内容や地域の案件を受注できるようになり、また、単独では規模的または技術的に対応できないような案件の受注に繋がる機会が増えた。



パソコンの設定に手分けで取り組む

コンピュータ利用促進協同組合は、山梨県の企業を中心に1都2県の情報関連事業者10社が加入する組織で、ソフトウェア開発・システム構築・IP電話・ネットワーク工事・Webデザインなどの関連業種による異業種組合である。中でも組合員の特長を活かせるIP電話システム関連に力をいれている。



中央会でのネットワーク工事の様子

## TOPICS

### 山梨県生花商業協同組合

ACTIVE KUMIAI

## 生花小売店の生き残り作戦



熱心に聴講する参加者

山梨県生花商業協同組合（岡村満理事長）は、8月23日に甲府市「山梨県国際交流センター」大研修室において研修会を開催し、組合員や業界関係者約40名が参加した。長引く経済環境の低迷に加え、流通経路の変革や顧客ニーズの多様化など生花業界を取り

巻く環境は益々厳しい状況にある。これまでの法人需要から個人需要へと大きく変化するなかで、手頃な値段の花束はスーパーや量販店の販売競争に巻き込まれ小売店が生き残る道は険しくなるばかりである。

そこで、花卉流通の第一人者である岐阜大学応用生物科学部の福井博一教授を講師に、「花屋の現状とこれからの花屋・園芸店に大切なこと」をテーマに、国内市場の現状や消費動向、崩壊したアメリカの切り花産業と国内の現状とを比較しながら講演が行われた。

また、業態化・専門化のポイントやライフスタイルの変化への対応等についても、多くの事例紹介が行われた。結びに「花業界に携わっている人が、一つずつ行動を起こすことが大きな動きになる。」とエールを送った。

参加者からは、「現状を把握し、将来へ向けて常に考えながら進んでゆく事の大切さを実感した。」との発言もあり、充実した研修となった。



岐阜大学応用生物科学部 福井博一教授



やまなしレディース中央会  
深澤会長



かながわ女性経営者中央会  
上野会長

当会女性部（深沢会長）は、去る9月7日に「かながわ女性経営者中央会」との交流会を行った。

この交流会は、昨年から実施に向けて検討されてきた。他県中央会女性部会員と交流する本事業は、中央会女性部の事業活動の活性化を図り、交流で得た知識と経験を企業経営に活かすことを目的としている。

初めての試みとなる今回は、「かながわ女性経営者中央会」から女性部会員5名と事務局3名の8名が参加、山梨県中央会女性部からも会員及び事務局を含む10名が参加した。

まず一行は、山梨県地場産業センター「かいてらす」で合流し、それぞれの活動状況など意見交換を行った。次に1階販売フロアに場所を移し山梨県の地場産業製品について、山梨県中央会三枝事務局長が説明を行った。

続いて株式会社印傳屋を訪れ、山梨の伝統工芸品である「甲州印伝」の歴史について学んだ。

また、山梨県女性部会員企業（株）土橋製作所（土橋悦子社長）を視察し、企業の概要や自然に恵まれた環境の中でのづくりにひたむきに取り組む社員の教育方法について学んだ。

最後に山梨県ワイン酒造協組合員である、（株）ルミエールの視察を行った。農場では自然と共に育む葡萄の収穫までの行程について、また工場ではワインの製造行程について学び、終始和やかな雰囲気のまま交流を終了した。

## かながわ女性経営者中央会、 やまなしレディース中央会交流会を開催

●山梨県中小企業団体中央会女性部会



視察の様子

## ○山梨県外国人実習生受入組合連絡協議会

# 新制度の適正な推進を目指して



多くの参加から質疑が行われた

山梨県外国人実習生受入組合連絡協議会（会長：川手正紀）は、8月30日、富士吉田市「ハイランドリゾートホテル」において、研修会を開催した。

本研修会は、今年7月9日より始まった「新しい在留管理制度について」をテーマとして、菅野幸一氏（東京入国管理局甲府出張所所長）を講師に迎え開催され、協議会会員組合等から14名が参加し、制度改正の概要や経過措置等についての実務的な内容で行われた。

また、終了後には、多くの参加者から質疑がされるなど、新たな制度に対する関心の高さが伺われた。

なお、今回、このような研修会が開催された背景には、マスコミ等で取り上げられる外国人実習生制度に関しての問題の多くが、残業手当等賃金の不払いや、パスポートの取り上げなど受入機関による違法行為等であり、特に団体監理型による不適正事例が多く見受けられ、制度の適正化や厳格化が求められていた事がある。

このような中、平成22年7月1日に施行された改正入管法において、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための様々な措置が講じられ、新制度を適正に推進するためには監理団体である組合等がその責務を認識し、実習実施機関である構成中小企業を適切に指導・監督する体制づくりが必須となったため、県内で受入を行っている4協同組合により、今年4月に同協議会が設立された。

このことにより、受入体制の整備、事業の円滑な実施を実現することを目的とした、会員間の情報交換や今回のような研修会が開催されることとなった。



講師の菅野氏



代表者会議でのグループディスカッション

9月21日、福岡市・ホテルニューオータニ博多で平成24年度組合青年部全国講習会が開催され、山梨県から山縣会長をはじめ6名が出席した。

当会議は、組合青年部の構成員等青年経営者を対象に青年経営者の持つ経営感覚、創造力および行動力を組織運営に活かし、組合の活性化を図る目的で毎年全国各地を回りで開催されているもので、全国より約250名が参加して行われた。

代表者会議では、各都道府県の青年中央会等の代表者が出席し、

## ●山梨県中小企業団体青年中央会 組合青年部全国講習会へ参加

「どん底からの大逆転経営」青年経営者に望むこと」と題して講演が行われた。先代から継承し、どのように顧客を開拓し、倒産寸前までの経営危機を乗り越え、商売を確立してきたかについて、面白おかしく前向きな内容の講演であった。

その後の懇親会では、参加者が業種毎に各テーブルに分かれ、全国の仲間と密接な情報交換と交流を深めた。最後に、来年度の開催地の三重県に引き継ぎが行われ、盛会裏に閉会した。

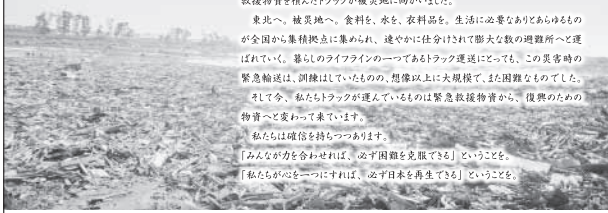


講習会の様子

第2部の講演会では、合資会社「じじやの干物」の秋武氏より青年中央会等が抱える課題について、グループディスカッションが行われた。会員の減少、イベント参加者の固定化や求心力の低下などの共通する課題の解決に向けた対応策について、各県の対応状況をもとに活発な意見交換、有益な情報交換が行われた。

続いて講演会の第1部では、「会社経営者に求められる法律知識」のテーマで3名の司法書士より講演を拝聴した。講演では、債権回収・労働問題、役員の責任、事業承継など企業経営における身近な問題について、法律の観点から事例を交えたわかりやすい説明がされた。

東北へ。  
被災地へ。



2011年3月11日、日本中にまじに激震が走りわた。宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震は、大津波を引き起こし、東北地方から関東地方の太平洋沿岸の広範囲におたって甚大な被害をもたらした。福島では原子力発電所の事故による放射能汚染という深刻な事態にまで発展しました。

各所で家屋の倒壊や液状化現象、地盤沈下などが相次ぎ、ライフラインも寸断。最大で40万人といわれる避難者に対して生活に必要な物資は圧倒的に足りないという事態が起こりました。

地震の翌日3月12日、一刻も早く被災地に物資を届けようと、全国から緊急救援物資を積んだトラックが被災地に向かいました。

東北へ。被災地へ。食料を、水を、衣料品を。生活に必要なありとあらゆるものが全国から集積拠点に集められ、速やかに仕付けられて膨大な数の避難所へと運ばれていく。暮らしのライフラインの一つであるトラック運送にとっても、この災害時の緊急輸送は、困難はしていたものの、想像以上に大規模で、また困難なものでした。

そして今、私たちトラックが運んでいるものは緊急救援物資から、復興のための物資へと変わって来ています。

私たちは確信を持っています。

「みんなが力を合わせれば、必ず困難を克服できる」ということを。

「私たちがいっしょにすれば、必ず日本を再生できる」ということを。

トラックが運ぶ  
復興と未来とぼくたちの夢

平成23年度環境標語最優秀作品



(社)山梨県トラック協会(環境保全対策委員会)  
(社)全日本トラック協会  
後援/山梨県 関東運輸局山梨運輸支局



Yamanashi Chuo Bank

山梨中銀

街並みづくり応援ローン

看板を新しくしたい!

シャッターを新しくしたい!

店舗の外装、内装にかかる  
設備資金ニーズに  
ご利用いただけます。

クロスを張り替えたい!

テーブルを新しくしたい!

山梨中央銀行は、商店街や地域経済の活性化に関する取り組みを応援いたします。ぜひお気軽にご相談ください。

※上記の設備資金ニーズは一例です。本ローンのお使いみちにつきましてはお気軽にご相談ください。

| ご利用いただける方 | 次のいずれかに該当する法人および個人事業主のみなさま<br>1. 1年以上、小売業または飲食・サービス業を営んでいる事業者の方<br>2. 小売業または飲食・サービス業を営んでいる事業者の方に、店舗等を賃貸している(または賃貸する予定である)物件所有者の方                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|--|-------|-------|------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|
| お使いみち     | 以下に該当する設備資金にお使いいただけます。<br>1. 店舗等の看板、シャッター、外壁塗装等の外装費用<br>2. クロス張替え、床板張替え等の内装費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| ご融資金額     | 無担保扱い: 500万円以内<br>有担保扱い: 1,500万円以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| ご融資期間     | 10年以内(据置期間はございません。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| ご融資利率     | 当行所定の変動金利を適用いたします。 <table><tr><th rowspan="2">期 間</th><th colspan="2">利 率</th></tr><tr><th>有担保扱い</th><th>無担保扱い</th></tr><tr><td>1年以内</td><td>1.300%</td><td>2.000%</td></tr><tr><td>1年超 3年以内</td><td>1.800%</td><td>2.500%</td></tr><tr><td>3年超 5年以内</td><td>1.900%</td><td>2.600%</td></tr><tr><td>5年超10年以内</td><td>2.100%</td><td>2.800%</td></tr></table> <p>※ 信用保証協会保証付き融資の場合は、有担保扱いの利率を適用いたします。</p> | 期 間    | 利 率 |  | 有担保扱い | 無担保扱い | 1年以内 | 1.300% | 2.000% | 1年超 3年以内 | 1.800% | 2.500% | 3年超 5年以内 | 1.900% | 2.600% | 5年超10年以内 | 2.100% | 2.800% |
| 期 間       | 利 率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
|           | 有担保扱い                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 無担保扱い  |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 1年以内      | 1.300%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2.000% |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 1年超 3年以内  | 1.800%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2.500% |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 3年超 5年以内  | 1.900%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2.600% |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 5年超10年以内  | 2.100%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2.800% |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| ご返済方法     | 元金均等返済                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 担保        | 個別にご相談させていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 保証人       | 法人:代表者 個人:不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |
| 保証料       | 信用保証協会をご利用の場合は、別途保証料が必要となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |     |  |       |       |      |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |

◎くわしくは山梨中央銀行の窓口またはフリーダイヤルへどうぞ。  
0120-201862(開会コード:9)  
受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00  
(ただし、祝日・12/31~1/3は除きます)

http://www.yamanashibank.co.jp/

平成24年7月25日現在

山梨県中小企業団体中央会が推進します



随時募集中

労災上乘せ共済

万一の従業員の災害に備え、十分な安全対策を講ずると同時に、十分な補償体制を整えておくことが「企業の繁栄」と「従業員福利厚生」のための必要条件です!

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 山梨支店

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16  
TEL 055-228-4331 FAX 055-228-4385

## 希望者全員を65歳まで 継続雇用の義務化!!

情報

BOX

高齢者の雇用安定等に関する法律により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、平成25年3月31日までに65歳までの安定した雇用を確保するための環境を整備することが義務付けられました。

公的年金支給開始年齢(老齢厚生年金の報酬比例部分)の65歳への引き上げが開始される平成25年度以降、無年金・無収入となる者が発生する可能性があることに伴う措置で、現行法の60歳で定年に達した社員について、労使が継続雇用者の選別基準を設けてよいとする規定を廃止し、希望者全員の雇用を65歳まで確保するよう企業に義務付けるものです。

### 65歳未満定年制をとる企業が行うべき措置

▶以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

①定年の引上げ → 定年年齢を65歳以上に引き上げる

②定年の定め廃止 → 定年年齢そのものを廃止

☆本人から退職の申し出があるまで雇用

③継続雇用制度の導入 → 勤務延長制度か、再雇用制度を導入する

☆勤務延長制度…定年年齢が設定されたまま、その年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用

☆再雇用制度……定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用

※対象者の希望を聞くことが前提

..... 中央会では改正高齢者雇用安定法について下記の日程でセミナーを開催いたします。 .....

郡内会場 開催日時▶平成24年10月23日(火) 午後1時30分~午後3時30分

開催場所▶(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター 2階会議室  
(富士吉田市上吉田2277-3)

甲府会場 開催日時▶平成24年11月6日(火) 午後1時30分~午後3時30分

開催場所▶ホテルクラウンパレス甲府 (甲府市朝気1-2-1)

お問い合わせ先 山梨県中小企業団体中央会 労働課 周知・啓発推進員 堀内 TEL055(237)3215

## セミナーのご案内

中小企業相談支援事業

言われたことをただ無難に行うというのではなく、みずから改善提案を行い、仕事の質を高めていくことにチャレンジし、それを褒めたたえる人材育成と賃金制度作成についてのセミナーを開催します。

加藤社会保険労務士事務所代表の加藤里美氏を招いて、企業からの相談や対応事例などを交えながら、わかりやすくご講演いただきます。

■開催日時:平成24年11月14日(水)13:30~16:00

■開催場所:山梨県中小企業団体中央会 研修室 甲府市飯田2-2-1

■テーマ

### 「人材から人財への賃金制度」

講師▶加藤社会保険労務士事務所 加藤里美氏

【講演内容】

・年齢給や職能給を堅持した賃金制度

・評価整備と社員満足の賃金制度

・社員と経営者の納得いく成果指標と賃金制度

・人事評価、役割、目標設定を反映した賃金制度

■受講料:無 料

■主 催:山梨県中小企業団体中央会

お問い合わせ先 山梨県中小企業団体中央会労働課 TEL055(237)3215 FAX055(237)3216

## 山梨県信用保証協会 ホームページリニューアルのお知らせ

当協会では、見やすさ・情報提供の充実等を図るべくホームページを全面リニューアルしましたので、ご活用下さい。

新アドレス → <http://cgc-yamanashi.or.jp/>

お問い合わせ先 山梨県信用保証協会 企画情報課 TEL055(235)9707

# インターンシップ体験記

中央会では、学生の就業意識を向上させることで将来的な県内経済の発展に寄与するという目的で、大学からの要請で毎年インターンシップ生を受け入れている。今年度は、8/27～8/31の5日間、県内大学3校から3名の学生を受け入れた。

●帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科  
3年 渡邊 絵里

私は、8月27日から8月31日までの5日間、山梨県中小企業団体中央会でインターンシップを受けさせていただきました。

この5日間様々な業界の方からお話を伺い、実際にどんなことをしているのか現場を見せていただいたことで、私は仕事に対する考え方が変わりました。仕事に込める想いを知り、それまでは漠然としたイメージであった「働く」ということがどういうことなのかを、自らの肌で感じることができました。同時に、コミュニケーションの大切さを知りました。人はみな、互いに支え合いながら生きている。だからこそお互いを理解し合うために、話すということは本当に大切なのだと思いました。

このインターンシップを通じて得たこと、この貴重な経験を生かし、就職活動のみならず今後の自分の人生に生かしていきたいと思います。中央会の方々や各業界の方々にはとてもお世話になりました。本当にありがとうございました。



●山梨大学 工学部 コンピュータ・メディア工学科  
3年 望月 亮

私は山梨県中小企業団体中央会で5日間インターンシップを体験させていただきました。

組合の方から実際に働いている現場を見せていただいたり、働いていく上でのアドバイスをさせていただきました。現場で働いている人の姿が真剣でありながらも楽しんでいるように見えたのが印象的でした。そしてどの組合の方も自分たちの行っている仕事に誇りをもっていました。そうした組合を支援し発展させるために中央会の役割はとても大きなものだと思います。

安定や福利厚生などを求める学生が多い現在の厳しい環境の中で、中央会の方からこれからの就職活動において、あらゆる分野に興味をもって自分のやりたいことに積極的に行動することが大切だと教えていただきました。

今回のインターンシップを通じて自分の知らなかった業界や地域の産業など知ることができました。この経験をこれからの就職活動に生かしていきたいです。中央会、各業界の方々ありがとうございました。

●山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーション学科  
3年 松田 祐也

5日間の就業体験を通して、現場に立つことで中小企業団体中央会の事業内容や各指導員の方々の行っている業務内容を明確にすることが出来ました。今回のインターンシップに掲げる自身のテーマは「社会人の方々のスキルを学ぶこと」でした。中央会で働く方々は、中小企業の方々にいかに喜んでもらえる形でバックアップできるかということを、常日頃考えられているそうです。このように日々、己と向き合いスキルアップをはかられている中央会の方々の姿にプロフェッショナル性を感じました。

また、中央会の方々に同伴し、様々な組合を巡回しました。その際に、普段学生である私たちが、知ることの出来ない企業の目指している姿や不安を組合の方から直接聞きました。そして色々と考えさせられました。このような生の声に、的確にアドバイスをされる中央会の方々は、やはりすごいなと思いました。

ある指導員の方から、「知って損する情報は無い。日々勉強だ。」という言葉頂きました。この言葉を忘れず私自身、日々努力をしていこうと思います。貴重な体験をさせて頂き、本当にありがとうございました。

## 編集後記

尖閣諸島、竹島、北方領土…問題が今過熱しています。海に囲まれた我が国は、今岐路に立っています。歴史認識、民族文化、海洋資源など様々な見方がありますが、安全を脅かす事態に進展しないようみんなで考えなくてはならないと思います。

●ご意見・ご要望は、  
中小企業タイムズ編集班まで

TEL 055-237-3215  
FAX 055-237-3216  
E-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

## 活力ある職場づくり 山梨県大会開催

開催日時 11月20日(火)  
午後2時30分より

開催場所 甲府市  
「クラウンパレス甲府」

問い合わせ先

山梨県中小企業労務改善団体連合会 事務局  
山梨県中小企業団体中央会 労働課  
TEL:055-237-3215

平成24年度

情報BOX

## 組合青年部県大会のご案内

開催日時 11月13日(火)午後5時より

開催場所 甲府市「古名屋ホテル」

テーマ

0円で8割をリピーターにする集客術! (仮)

講師 一圓 克彦氏

問い合わせ先

山梨県中小企業団体青年中央会 事務局  
山梨県中小企業団体中央会 連携支援課  
TEL:055-237-3215